



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 沢 井 製 薬 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 澤 井 光 郎
(コード番号 4555・東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 コーポレート部門担当 小玉 稔
(TEL. 06-6105-5823)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の非継続に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 12 日開催の取締役会において導入する決議を行い、同年 6 月 24 日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)(以下、「本プラン」といいます。)*」を、本日開催の取締役会において、本年 6 月 23 日開催予定の定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)終結の時をもって継続しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(*ご参考: <http://www.sawai.co.jp/press/2008/pdf/2008-05-12-3.pdf>)

記

当社は、昭和 23 年の設立以来、「なによりも患者さんのために」という企業理念に基づく医薬品事業を推進し、健康生活を願う国民の皆様の期待に応えるため、経済性に優れた高品質の医薬品の製造販売を続けることにより、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしてまいりました。

また、当社及びその子会社(以下、「当社グループ」といいます。)は、「当社グループのジェネリック医薬品が患者さん、医療従事者、取引先に必要とされ、なくてはならない存在となるために創造性を追求し、革新と協調により社会とともに成長する」ことを使命・願いとし、経営の自律性を高め、長期的・持続的に株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーとの良好な関係を維持し、説明責任を適切に果たしていくことが、当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するものと考えており、これらを当社経営の基本としております。そして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らし、不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みの一つとして、平成 20 年 6 月 24 日開催の第 60 回定時株主総会の決議により承認を得て、本プランを導入いたしました。

しかしながら、本プラン導入以降現在に至るまでに当社を取り巻く経営環境が大きく変化していることや、当社としては、本定時株主総会において本プランの継続をお諮りすることよりも、平成 21 年度からス

タートさせました中期経営計画「M1 TRUST」を着実に実行していくことこそが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと判断し、特別委員会の意見も参考にしつつ、慎重に協議をいたしました結果、本日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって本プランを継続しないことを決議いたしました。

なお、本プランの非継続後も引き続き、当社株式の大量取得行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が現れた場合には、当社は当該大規模買付者に対して積極的に情報提供を求め、当社取締役会の意見及び理由をすみやかに開示し、株主の皆様が適切に判断できるよう努めるとともに、必要に応じて会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講ずるものいたします。

以 上